

## 税の納付・還付、社会保険料等の納付に関する特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を対象とした税の納付・還付、社会保険料等の納付に関する特例です。

特例の種類	対象企業	対象税	条件	内容	備考
<b>○納税の猶予</b> <b>(社会保険料の納付の猶予)</b> 延滞税なし 無担保	全ての事業者	基本的に全ての税目 (法人税・消費税・所得税・固定資産税・市県民税・事業税ほか) <b>社会保険料</b>	2020年2月から納期限までの一定期間(1カ月以上)において、収入が減少した場合	・収入が前年同期比概ね20%以上の減少 ・一時に納税を行うことが困難な場合 1年間の猶予	特例
<b>○減免・免除</b>	中小事業者等	<b>固定資産税</b> <b>都市計画税</b> (償却資産や事業用家屋)	2020年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高の対前年同期比減少率	30%以上50%未満 2分の1の減免 50%以上 全額減免	特例
<b>○欠損金の繰戻還付</b> (前年度に納付した法人税の一部還付)	<b>中小法人</b> (法人税法措置) <b>中堅企業法人</b> (資本金10億円以下) ※「大規模法人(資本金10億円超)の100%子会社等を除く」	法人税	2020年2月1日～2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用 <b>○制度のイメージ</b> 	特例 資本金1億円以下 ↓ 10億円以下	

※これらの特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提

### ■ お問い合わせ

鹿児島地域振興局納税課 099-805-7241

鹿児島市納税課 099-216-1191

鹿児島税務署 099-255-8111

鹿児島北年金事務所 099-225-5311

鹿児島南年金事務所 099-251-3111